福岡県社会福祉審議会　会議録

１　開催日時　　令和８年８月２１日（金）１３：３０～１５：００

２　開催場所　　福岡県中小企業振興センター　３階　３０１会議室

３　出席委員　　赤井田委員、安部委員、石田委員、猪野委員、江口委員、大塚委員、荻原委員、
栗原委員、近藤委員、堺委員、佐保委員、塩出委員、瀬戸委員、髙倉委員、拝生委員、
羽岡委員、林田委員、原委員、古見委員、本郷委員、松川委員、松﨑委員、安永委員、
山口（由）委員、山口（亮）委員、山田委員、吉岡委員（２７名）

４　欠席委員　　小野委員、川野委員、久保田委員、熊本委員、佐伯委員、佐藤委員、長委員、徳永委員
（８名）

５　議題　　審議事項
令和９年度社会福祉施設等の整備方針について

６　議事の概要

司会	**（開会）** ただいまから福岡県社会福祉審議会全体会議を開催します。 皆様には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。 私は、本日の進行を務めさせていただきます福祉こども政策部福祉総務課課長補佐の山田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 **（福岡県あいさつ）** それでは、開会に当たりまして、福祉こども政策部長の福田からごあいさつ申し上げます。
福田部長	【あいさつ】
司会	**（新任委員の紹介）** 続きまして、昨年度の全体会議以降、新たに社会福祉審議会委員にご就任いただきました皆さまをご紹介いたします。 私が所属とお名前を申し上げますので、ご起立のうえ、ご一礼願います。 福岡県警察本部生活安全部少年課少年健全育成室長兼児童虐待対策室長　羽岡　慶太委員でございます。 羽岡委員には、児童福祉専門分科会に所属していただいております。 公益社団法人福岡県社会福祉士会会長　林田　久美委員でございます。 林田委員には、障がい者福祉専門分科会、地域福祉支援計画専門分科会に所属していただいております。 豊前市民生委員児童委員協議会会長　古見　悦子委員でございます。 古見委員には、民生委員審査専門分科会、児童福祉専門分科会に所属していただいております。

	九州大学病院リハビリテーション科助教　山口　亮介委員でございます。 山口委員には、障がい者福祉専門分科会に所属していただいております。 公益社団法人福岡県老人クラブ連合会女性委員　山田　宏子委員でございます。 山田委員には、民生委員審査専門分科会、老人福祉専門分科会に所属していただいております。 また、本日はご欠席でありますが、 福岡県民生委員児童委員協議会会長　佐伯　幸昭委員、 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会常務理事　徳永　吉之委員 が新たにご就任いただいておりますので、ご紹介いたします。 なお、本日出席しております事務局職員の紹介につきましては、お手元の事務局職員名簿の配付をもって代えさせていただきます。 **（審議会開始）** 続きまして、審議会の定足数についてご報告申し上げます。 福岡県社会福祉審議会の委員総数は、３５名でございますが。本日は、２７名のご出席をいただいており、委員定数３５名の過半数に達しておりますので、本審議会は成立していることをご報告申し上げます。 また、「福岡県社会福祉審議会運営要領」に基づき、本日の会議は公開することとしております。それでは、安部委員長にごあいさつをお願いいたします。
安部委員長	【あいさつ】
司会	ありがとうございました。 本審議会の議長につきましては、福岡県社会福祉審議会規則第６条第１項の規定により、委員長が務めることとなっておりますので、これからの議事進行は安部委員長にお願いいたします。
安部委員長	はい。では早速始めたいと思います。 お手元に審議会「次第」と書かれてある資料があるかと思いますが、その中の審議事項①「令和９年度社会福祉施設等の整備方針について」高齢者福祉関連分から説明をお願いします。
事務局	【高齢者福祉関連分について、資料No.１に基づき説明】
安部委員長	はい。ありがとうございました。 令和９年度については、現在計画中の第１１次福祉計画に基づいて整備をしていくということだそうです。皆さん質問や意見はございますか。
瀬戸委員	意見です。サ高住（サービス付き高齢者向け住宅）や住宅型は、住宅計画課の所管になると思うが、県庁の中で密接に連携して今後もやっていっていただきたいので、ぜひよろしくお願いします。非常に縦割りで全く違うとこで動いているので、よくしていただきたいと思っています。

安部委員長	ありがとうございました。他に意見等あれば。 よろしいでしょうか。 では次に、児童福祉関連分の施設整備について、説明をお願いします。
事務局	【児童福祉関連分について、資料No.２に基づき説明】
安部委員長	ありがとうございます。子育て支援サービスは、基本的に市町村の事業で県が担うのは施設整備で今日の議題になっております。そのほか、児童相談所は県がしているという、県と市町村の役割分担があります。 今の説明のところで、ご質問ご意見があればお願いします。
髙倉委員	さきほどの老人の分と、子どもの分を合わせてお聞きしたい。 どのように施設をみているか。なにかというといまだに幼児虐待や施設に入っている老人に対して虐待が出てきております。 こういったことに対して県として、どのように厳しくしていくつもりかお願いします。
安部委員長	厳しくするというより、県として、高齢者・児童への虐待についてどのように取り組まれているかお願いします。
事務局	高齢者施設での虐待の発生状況は、令和６年度に施設等への虐待防止の取り組みが義務化されたこともあり通報件数は増えております。 県の取り組みとしては身体拘束の廃止、高齢者の権利擁護の推進を図るため、研修の開催、虐待調査や指導を行う市町村職員・地域包括支援センターの職員を対象とした虐待防止に関する指導報告について研修を実施しております。 虐待が発生した場合は、再発防止も含めた指導を市町村と連携して行っている状況です。
事務局	児童養護施設等に入所している子どもの虐待について、報告いたします。 直近の令和６年度では年間に５件発生しております。要因はさまざまでありますが、県に虐待の通告等があった場合は、調査をして調査結果を社会福祉審議会の児童福祉専門分科会に報告しております。 併せて、児童養護施設協議会と社会的養護に関わっている職員に対して子どもの権利擁護、児童虐待の根絶に向けた研修を継続して実施しているほか、指導監査において虐待防止の取り組み状況等を確認して必要に応じて指導を実施しているところです。 また、虐待の背景に職員の不足などがあるのかなど、丁寧に聞き取りをして支援等を行っております。
事務局	引き続き、保育所の関係の虐待の対応について説明します。 保育所についても令和７年度４月に児童福祉法が改正されて、保育所等で虐待を受けたであろう児童の発見者・保育の従事者は県または市町村に通報しなければならないと義務化されたところです。そういった背景もあり、虐待にあたるのではないかといった通報が県や市町村にきている状況です。県と市町村で連携して監査を行い、特別監査でどういった実態であるのか調査したうえで必要な指導を行っているところです。 未然防止については、各保育士に対する研修を実施して新任の方、主任の方といった階層別の研修を実施し、虐待にあたる行為がどういったものか学んでもらう機会を設けて未然防止に努めております。

事務局	放課後児童クラブにつきましては、基本的には市町村が行うものになりますが、県としても待機児童の課題があるため、令和６年度から市町村と県で構成する協議会を開催しており、クラブにおける安全確保についても重要な課題と取り上げ、年間で定期的にワーキングチームとして市町村の担当者と協議をしております。 例えば、定期的にクラブに市町村の職員が検査に入ることを県として助言することで児童の安全確保を図っているところです。
髙倉委員	ありがとうございます。
安部委員長	皆さんご存じだと思いますが、高齢者虐待防止法の正式名称は、高齢者虐待防止と養護者支援に関する法律、障害者虐待防止法と言われているのは、障害者への虐待の防止と養護者支援等に関する法律で、介護や看護を家族だけに任せると虐待になってしまうということで、その予防だとか在宅支援が強調されています。 施設の職員は、親と違ってプロですので、そういった人が虐待をするのは絶対に許されないこと。家族の虐待も許されないが、それは家族が追い詰められて虐待となってしまうので、追い詰めないような支援が必要ということです。 施設職員は介護・看護を担っている職員であるので、予防も必要であるが早期発見と適切な改善を県に求めるというながれかと思います。 他に質問等ありますでしょうか。
近藤委員	母子生活支援施設において、母親が子どもを殺してしまったが、そこには別れた夫が夜中に忍び込んでいたというニュースがありました。施設に簡単に入れるものか不思議でならなかったが、このような報道を受けて県としてどのように考えているかお尋ねします。
事務局	母子生活支援施設に入居される方々はさまざまな困難があり、配偶者のない女子、またはそれに準ずる女子及びそのお子さんとなっております。ＤＶの方、生活困窮の方、育児に不安のある方、さまざまな方がおります。そして、それぞれの施設によって建物の様子が違うため、シェルターのように外からの出入りを完全に防ぐことは困難と考えております。 ご指摘の事案については、行政としての支援に足りないところはなかったかという検証を行うこととしております。その検証をする中で課題を明らかにしていきたいと思っております。
近藤委員	ありがとうございます。最近というか随分前から、夫婦が偽装別れして離婚後母子手当をもらっているみたいなところがあって、それがまかり通っている。これは難しいところで、聞き取りの強化もできないし、施設長の方はその辺に目配せしていかなければならないと思っております。 施設を正しく活用して、自立してもらう。寄り添い方や支援の仕方を工夫されたほうが、より身近な関係になれて良いのではないかと。そういうことも防ぐことになりますし、強化してほしいという意見です。
事務局	ありがとうございます。さきほどの母子生活支援施設について、外からの不法侵入を１００パーセント防ぐのは難しいところではありますが、当然のことながら母子生活支援施設という特徴上、誰でも入れるのはまずいので必要な体制は引き続きとってまいります。 さまざまな課題を抱えている方が入居されているため、さらに寄り添った支援、なにができるか改めて考えていかなければならないと思っております。

安部委員長	構造上、出入りは事務所の前を通らないといけなくて、だいたい防犯カメラもあるので、セキュリティで入居者の安全確保には努めていたということで、他に質問等ありますか。
江口委員	防犯カメラの件で、予算は県でどのようにとられているか教えてください。 人材不足もあって、見守りのセンサーやカメラなどを積極的に導入するところが多くなっていると思いますが、その点で母子施設の予算がどのようになっているか教えていただきたい。
事務局	いま金額は持ち合わせておりませんが、国の補助と各施設の要望に基づいて必要な予算は確保しているところです。一方で、防犯カメラはプライバシーとの兼ね合いがあるため、設置にあたっては施設と丁寧な協議をしながら、引き続き整備に努めていきたいと考えております。具体的な数字がなくて申し訳ございません。
江口委員	プライバシーのこともあり難しいと思いますが、普及していくようお願いしたいです。
瀬戸委員	放課後児童クラブのニーズは増えているが、施設数は減っていますよね。地域で差があるのか、これで充足できているのか教えてください。
事務局	受入れの全体としては、学校のクラス数にあたる支援の単位は1,778となっております。施設数について、学校の統合とかで特に過疎化が進んでいるところは、施設数自体は減っております。ただ、クラス数についてはニーズが増えておりますので、受け皿としては増やしており、定員も増やしている状況であります。
瀬戸委員	施設数は減っているけれど、受入人数は増えているということですね。
安部委員長	他にありますでしょうか。
山口委員	初歩的な質問で、母子生活支援施設はあるが父子生活支援施設はありますか。
事務局	現在、父子生活支援施設はございません。法律上も母と子となっております。
山口委員	では、そういった家庭は、基本的には子どもは児童養護施設にいくことになりますか。
事務局	ケースバイケースで、在宅で父子で生活される方も多くおられます。子どもが児童養護施設に入るのは、親が養護できない、例えば病気であるとか、虐待であるとかそういうケースになります。一般の民間住宅等で暮らされるのが多いのではないかと推測しております。
山口委員	どちらの状況もありそうです。ありがとうございます。

安部委員長	母子生活支援施設の方と勉強会をしているのですが、父子の受け入れも考えなければならないという話も出ております。ただ、同じ施設の中に入るのは難しいであろうとのことで、在宅支援サービスも最近は母子家庭だけでなく父子家庭も支援するとされてきています。 政策は少しずつ充実しているが、福祉サービス全体としては父子への支援が少なく、その背景として世帯収入が母子家庭と父子家庭ではかなり違います。母子家庭の場合は、女性の働き方でパートや最低賃金でしか雇ってもらえないなど、生活困窮になりやすく、そのため福祉サービスは母子家庭に手厚いという状況です。 父子生活支援施設は施設の方もニーズは感じられています。
安部委員長	他に質問等はありますでしょうか。 次に「障がい者・児福祉関連」について説明をお願いします。
事務局	【障がい者・児福祉関連分について、資料№３に基づき説明】
安部委員長	ありがとうございます。 ５ページ目の日中活動系［5］就労選択支援が令和８年度から急に 70 ヶ所となっていることについて説明をお願いします。
事務局	就労選択支援は、令和７年度の１０月からされた開始された事業となり、４月１日時点であるため、令和８年度に数字が上がってきます。
安部委員長	新しく開始された事業ということですね。ほかに質問意見はございますか
瀬戸委員	特に日中活動系サービス事業所については、廃止と開設が余りにもめざましい。例えば、就労継続支援のＡをやめてＢにする、Ｂをやめて A にするなど、これはやめるときにヒアリングかなにかされているのでしょうか。
事務局	事業所の特に廃止をされる場合、現在利用されていらっしゃる方が引き続きサービスを利用できるように、当然ヒアリングを行うことになりまして、その後、次のサービスにつなげるという調整を行っています。県も確認させていただいて、廃止を見ているところです。
瀬戸委員	わかりました。安心しました。非常にめざましく動くものですからやめるとき勝手にやめているのかと思っていたので。
安部委員長	この２つＡ型Ｂ型は届出制ですか。それとも許可制ですか。
事務局	申請をいただいて、県で指定をする事業となります。
安部委員長	廃止する場合もその指定を取り消すということで、県としてちゃんと関与しているのですね。ほかに質問意見はございますか

高倉委員	２ページ下から２番目「なお､…定員数の増を伴う入所施設の整備は行わないものとします。」について、これは新しい人のために大規模修繕を行わないと受け取れると思うのですが、入所定員の減に可能な限り取り組むということは、それだけまだ定員に近い人員が多いということですよね。この入所施設の整備は行わないものとしますというのが、何かおかしくないかなと思い、そこの説明をお願いいたします。
事務局	障がい者支援施設については、今現在、入所事業で対応できる状況にあります。施設入所から地域生活への移行を進めるという観点もあり、入所施設の新たな整備は行わないというご説明をさせていただきました。 それとご指摘の件は、現在利用者の方が今後の生活でお困りになっているので、それはやらないといけないと考えています。その際に、地域移行との観点を踏まえて、可能であれば入所定員の減に取り組むことで、新たに定員の増を伴う整備はしないと整理をさせていただいたところです。
高倉委員	例えば暑い時期にエアコンが壊れたとかそういったことに対してはちゃんと修繕はしてくれるのですか。そうであれば、そこまで問題はないと思いますが、下の方に入所施設の整備を行わないと書かれているので、疑問に思った次第です。
事務局	入所定員を減らさないといけないということではなく、同じ定員のままでも修繕は可能ということで、誤解のないよう補足させていただきます。
山口委員	４ページの[9]、[10]の短期入所について、それぞれ定員に対して利用実績がだいぶ多いです。[10]の医療型短期入所だと定員数１４９人に対して利用実績６３５人、利用可能人数からいったら余裕はありますが、これは足りているのでしょうか。足りていないのでしょうか。 あともう１つ、[16]医療型入所支援で、定員１，１５７人に対して利用実績１５２人で、これは余り過ぎているのでしょうか。
事務局	見ていただきたいのは、定員の利用可能人数です。[9]は月４０，５８６人のうち、3,３９９人、[10]は月３，８７４人のうち、６３５人という形で受け入れができているということになります。
山口委員	これは足りているということですか。
事務局	足りていることになります。
山口委員	[16]医療型入所支援の１，１５７人の利用実績１５２人は、あまり過ぎているのでしょうか。現状は千人分ぐらい不要ということでしょうか。
事務局	ご指摘のとおりで、利用可能な枠としてはこれだけ設けていますが、枠に対して使う実際の利用が１５２人となります。
山口委員	入所より短期で使われる方が、今は需要が多いということでしょうか。

事務局	そういうことになろうかと思います。
江口委員	先ほどのご意見と一緒ですが、高齢者福祉計画が見直しされる時期で、もともと国の方針は、地域に出る、グループホームに移行すること、施設をなくすことが多く言われていたと思っております。市町村の計画の中で、親御さんたちは、グループホーム等になると世話人の方々の人材不足で帰りは閉鎖している、親亡き後の障がいを持ったお子さんがどこに行くのか施設がなくなり、受け入れが厳しくなってきているとの意見が出始めております。この中でグループホームを中心に考えられていたと思うのですが、やはり施設に関しても老朽化のときにある一定のものが必要になるかと思います。 先ほどのご意見では、老朽化したときに必要であれば対応するとのことでしたが、この親御さんたちの意見、そしてそのグループホーム等で今人材が不足していて人がいない、それに対して行く先がなくならないような対策を考えていただきたいと思いました。特に施設整備に関しては、しっかり検討していただければと思います。
事務局	現在、福岡県障がい者福祉計画（第７期）と障がい児福祉計画（第４期）を検討している段階で、その中で市町村の意見を十分聞きながら、９年度以降どのような形になるのか、今言われた課題等を聞きながら、対応して参りたいと考えております。
赤井田委員	保護者会等で親亡き後を考えるということを大きなテーマとして、いろんな施設を見学に行くことがあります。設備はしっかり整っているのですが、職員数が足りないので利用ができませんということが大きな課題になっています。 短期入所は上手く流れていると思っていますが、最終的な入所するグループホームとかを考えると、ハード面はうまく流れているような気がするけど、ソフト面はどこが調整するのというのが一番の問題としてあります。
安部委員長	どの分野も福祉人材不足で高齢者も障がい者もみんなケアの担い手がいないということがあります。
事務局	福祉人材の確保の取り組みとして、県内で福祉の就職を希望される方を対象に就職フェアを大規模に実施しているところです。今年は、博多駅の JR 九州ホールで実施をしまして、盛況で効果があるのではというところで、年内に第２回目も開催を予定しております。 広く介護人材や児童も含めてＰＲさせていただいて、希望される方はその場で面接もしていただく形で人材確保に取り組んでいる状況でございます。
赤井田委員	期待します。
安部委員長	県の単費でケアの人材にお金を出すってことはしないのかなと思いました。国がお金を出さないと県としても出しにくいかもしれませんが、やはりまず賃金を上げるっていうのが人材確保の最初の一歩かなと思います。

本郷委員	今まで委員の意見で、いわゆる数と量と職員の質、そして職員が働きたい、この辺をトータルに踏まえていかないと、ここは数だけ、別の会議ではこういうサービスをよくする、とかでバラバラの議論になってしまい、そこがかみ合うのかと思ったところです。 特に今、市町村レベルによっては、比較的時給が高いとか人口が多いとこは流動しやすいかもしれないが、圏域で見ると高齢者、障がいの方が比較的多くて、賃金が安い地域、その辺は何らかの資本投下というか、調整をしていく視点はあるのかということと、あと東京とかどこかの市がやっていたと思いますけど、独自の行政の手当もしくは、家賃などの居住支援、そういったものをやっていくことで施設の数と従事者のバランスをどうとっていくか、連携していけると良いのかなと思いました。 ちなみに看護師と福祉の学生３００人にどういう福祉施設に就職したのかアンケートをとった際、最近多いのは福利厚生の充実と休憩室の充実です。一般的な運営基準と老築化で利用者の安全を守っていくのはもちろん大事ですけども、働き手もメンタル面とかそっちの施設の整備のとらえ方をどういうふうに考えられているかというところ。ケアする人のケアの場所の整備ここはどう考えるかお尋ねしたいです。
事務局	事業所からは職員の働き方改革や福利厚生をしたいのだけども人がいないとそれもなかなかできない、人材確保についてはお困りだとの話は聞いております。人材確保の取り組みとして、先ほど説明した内容のほかに、職員の処遇改善として、加算という形でその分を職員の賃金に反映させるといったこともやっております。県としてはその処遇改善加算をすべての事業所に使っていただきたいと働きかけを行っているところです。 ただ、なかなか人材確保の取り組みを進めるにしても人が集まらないということもありますので、そこについては業務のやり方、効率化であったり、負担軽減に取り組む必要があります。例えばＩＣＴ、ロボットの活用で職員の負担軽減を図っていく取り組みも県の方で働きかけておりますので、そういった形で職員の方が働きやすい、あるいは職員の方の意欲向上によって定着するといった取り組みを行っているところでございます。
安部委員長	施設改修の際など、児童の場合は、教室は何平米なければいけないとか、男女で分けるなどと決まっていますが、職員については決まったものがないですよね。職員がリラックスできるような職員の部分も丁寧にケアする、サポートする設備にしていかないと定着していきませんよと県が助言することは可能かなと思います。 これについては、法的な基準がないので強制はできませんが、人材確保に関しては、勤めた人が辞めないことも大事です。退職者防止のためにも、県としてちょっとした助言はできるのではないかなと思いました。他に質問や意見は。
近藤委員	放課後デイサービス事業所が最近すごく増えてきていますが、利用する子どもたちは障害者手帳を持っていて何級であるとか、そういった利用条件があるかと想像いたします。件数がどんどん増えて、その利用状況と設置される個数が本当にこれでよろしいのかと不安がよぎります。これを許可するのは県だと思いますが、その点を詳しくお願いします。
事務局	放課後等デイサービスであれば設置場所の市町村に意見をいただいて、その場所での必要性等を踏まえた上で事業の指定を行っているところです。実際の利用見込み等も踏まえた施設の指定を行っている状況です。
近藤委員	放課後等デイサービスを利用するにあたり児童の資格といいますか、どこまでが対象となっているのでしょうか。

事務局	利用できる児童としては、障害者手帳をお持ちの方、それから診断書等による日常の生活等に障がいのある方が対象に含まれております。
近藤委員	そうすると専門家による診断書があればいいということですね。 最近、親のレスパイト支援で活用されている部分も結構増えているとの情報もあります。１つの例で、その子に向き合う教師はデイサービスを利用するまではないと思うというところで、子が５人ぐらいいると、日常生活がままならずレスパイト支援として使っているとするスタッフの話を聞きました。県が認めているならば、県費を使って適正な支援活動をしてもらわなければいけないので、きちんと情報整理をしていただきたいと思います。
事務局	放課後等デイサービスを使う場合は、必ず市町村が発行する受給者証という証明書が必要になります。その受給者証を出す、出さない、の判断は市町村になりますが、その判断の１つが障害者手帳や精神手帳、または医師の診断書等になっております。 県としても市町村にその受給者証が適切に出されているのか、しっかりと指導して参りたいと考えております。
安部委員長	ありがとうございます。他に皆様、ご意見はございますか。 次に「保護施設等関連」について説明をお願いします。
事務局	【保護施設等関連分について、資料No.４に基づき説明】
安部委員長	ありがとうございます。 この救護施設の充足率はどれぐらいでしょうか。
事務局	３施設の平均で９割ぐらいという状況です。
瀬戸委員	生活保護の方が減っているが、９割の充足率というのは地域移行がうまくいってないというところだと思います。地域移行がスムーズにいくための周辺整備をぜひお願いしたいと思います。
事務局	救護施設は、障がいのある方、依存症の方、あるいはホームレスの方などが居宅に移行していく上での一定の支援を行うという趣旨の施設になりますが、やはりその移行を進めていく上では、生活保護単独ではなかなか解決が難しい部分もございます。医療、あるいは介護といった他制度との連携を密にこれからも居宅移行が進むよう取り組んで参ります。
本郷委員	救護施設を見に行ったことがあり、そこは介護保険除外施設、適用除外施設となっていると思いますが、実際は薬物、アルコール、高齢の方が非常に多かった印象を受けています。ここでいう精神上身体上著しい障がいがある高齢者が多いということ、これは今も変わらずそうであるか実態を教えていただきたい。

事務局	介護・医療と連携しながら生活保護の中でも医療扶助、介護扶助というメニューがあり、介護保険のサービスがきちんと利用できるような仕組みもございます。 定員上空きがあれば、スムーズに特養の方に行っていただくこともできるのですが、空きがないようなケース、あるいは過去に犯歴があるケースで、少し精神上難しいようなケースがうまく施設に繋がっていけない事情もあると聞いています。そのあたりの連携を密にしながら、できるだけ外のサービスに移行できるよう取り組んでいきたいと考えております。
安部委員長	ありがとうございます。 では、報告事項の説明をお願いします。
事務局	【報告事項について、資料No.５に基づき説明】
安部委員長	ありがとうございました。 事務局より３つの報告がありましたが、ご質問ありますでしょうか。
瀬戸委員	医ケアのショートステイ、レスパイトこれは昔から老健施設を指定してやっていたが、それはいまもあるのでしょうか。
事務局	老健施設の中でもしているところはあります。今回の補助金に関しては（2）新設のところで、現在も老健施設がされているところがあります。
瀬戸委員	その当時、手あげをかなりしていただいて、苦労して受けていただいているところも存在します。よく言われている新規のところには補助金が出るが、一生懸命やっているところにはご褒美はないのかという単純な感想です。あの当時、立ち上げの際、福岡が全国に先駆けてやった覚えがあります。
安部委員長	最後に、これまでの説明について委員の了承が必要とのことで、これで了承してよろしいでしょうか。
各委員	はい。
安部委員長	それでは、本日の議事については終了いたします。 最後に、事務局から事務連絡をお願いします。
事務局	今後の会議について、ご案内いたします。 今年度、この全体会議につきましては、ただいまのところ開催の予定はございません。 児童福祉専門分科会は、月１回程度の開催を予定しております。民生委員審査専門分科会、障がい者福祉専門分科会及び老人福祉専門分科会は、必要に応じて複数回開催を予定しております。 それぞれの専門分科会の開催の際には、あらためてご案内いたしますので、よろしくお願いいたします。事務連絡は以上です。 以上で福岡県社会福祉審議会全体会議を終了いたします。